

鋼 船 規 則

D 編

機関

鋼船規則 D 編

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 規則 第 43 号

2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

2006 年 5 月 30 日 理事会 承認

2006 年 6 月 9 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2006 年 6 月 15 日 規則第 43 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

22 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される機関の特例

22.2 特例の内容

22.2.1 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

-4.主文を次のとおり改める。

-4. 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、-1.から-3.によるほか、次によることができる。

-4.(6)を次のとおり改める。

(6) 13.5.10, 13.6.1-5., 13.8.5, 13.9.1-6.及び 13.9.1-7.の規定は適用しなくても差し支えない。

22.2.2 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

-3.を次のとおり改める。

-3. 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、22.2.1-1.から-4.並びに 22.2.2-1.及び-2.の規定に加えて、次によることができる。

22.2.3 総トン数 500 トン未満の船舶等

-2.を次のとおり改める。

-2. 国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶にあっては、13.4.1-4.の規定は適用しなくても差し支えない。

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 総トン数 500 トン以上の国際航海に従事しない船舶であって、当該船舶の航海の態

様等を考慮して本会が適当と認めるものについては、**13.8.5**の規定は適用しなくても差し支えない。

附 則

1. この規則は、2006年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。